

概要版

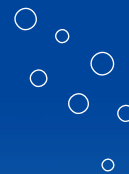


MASHIKO TOWN

益子町

地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



令和6年3月

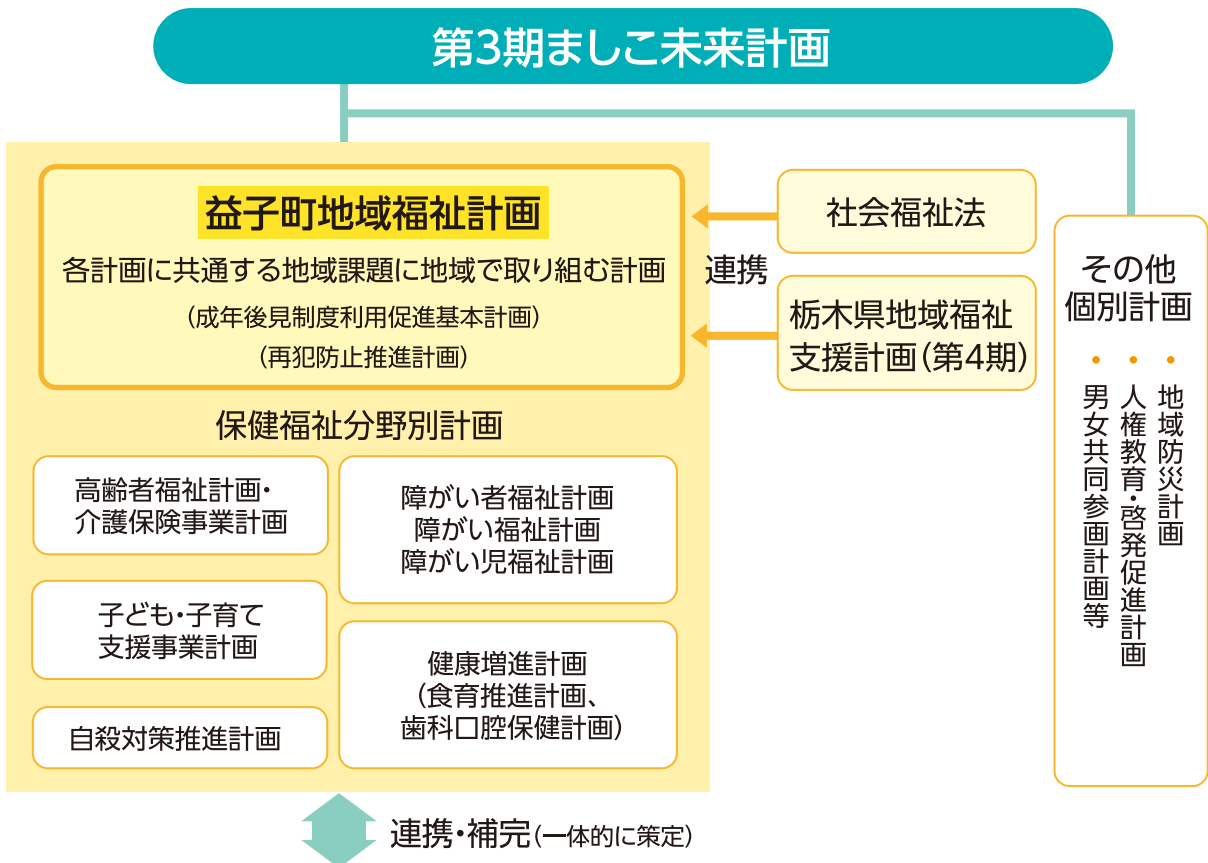
益子町・益子町社会福祉協議会



地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

この計画は、益子町の総合振興計画である「第3期ましこ未来計画」のもと、「幸せな協働体(共同体)・ましこ」を創っていくことを目標に、地域福祉施策を総合的に推進していくための【益子町地域福祉計画】と、益子町社会福祉協議会のこれからの地域福祉の指針である【益子町地域福祉活動計画】を一体に定めたもので、町民や関係団体の皆様とともに地域福祉に協働で取り組んでまいります。

○計画の位置づけ



益子町地域福祉活動計画 [益子町社会福祉協議会]

地域福祉とは…

それぞれの地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障がい者、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

○計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間

益子町の地域福祉の課題

少子高齢化が急速に進むと同時に、一人ひとりの価値観やライフスタイルの多様化、ICTの急速な進展といった環境の変化により、家庭や地域における支え合いの意識が弱まり、住民間のつながりが薄れることで社会的に孤立する住民が増えています。

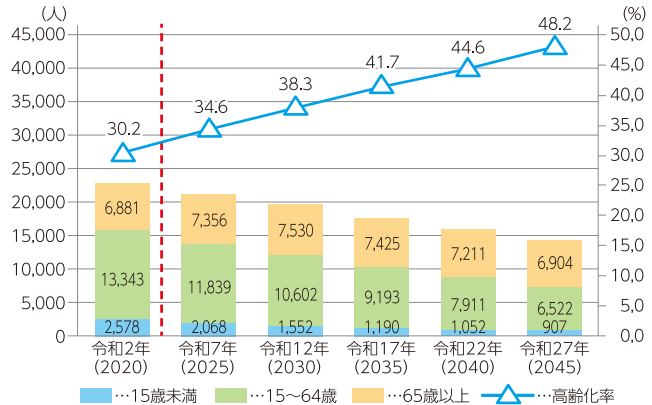
ひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者や障がい者を含む世帯や子育て世帯における虐待、自殺、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題、経済的困窮等、対応すべき課題は複合化・複雑化してきており、制度・分野別の支援だけでは対応が困難な状況になっています。

こういった課題への対応は、公的サービスを基本としつつも、地域の多様な人・団体・機関が「縦割り」的な制度や「支え手側」と「受け手側」という枠にとらわれることなく活躍し、お互いに地域の生活課題を「我が事」として解決に取り組む「地域共生社会」の実現が必要です。

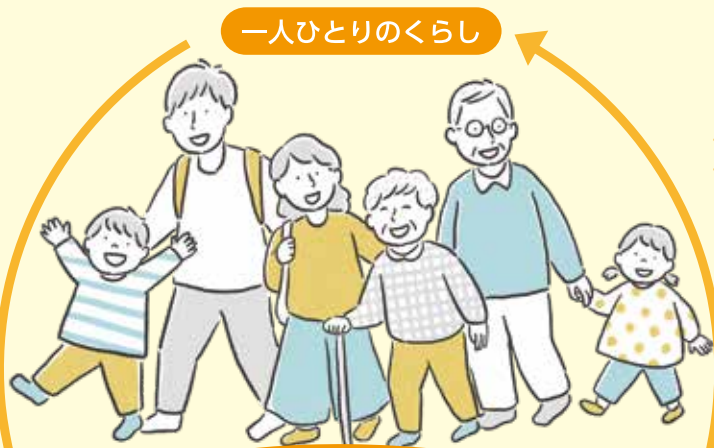
○地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

益子町の年代別将来推計人口



- 多様性の尊重
- 気にかける関係性



- 活躍の場づくり
- 安心感のある暮らし

誰もが役割を持てる地域共生社会

- 働き手の創出
- 地域資源の有効活用



様々な社会・経済活動

- 就労や社会参加の機会の提供
- 民間企業による生活支援への参入

※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

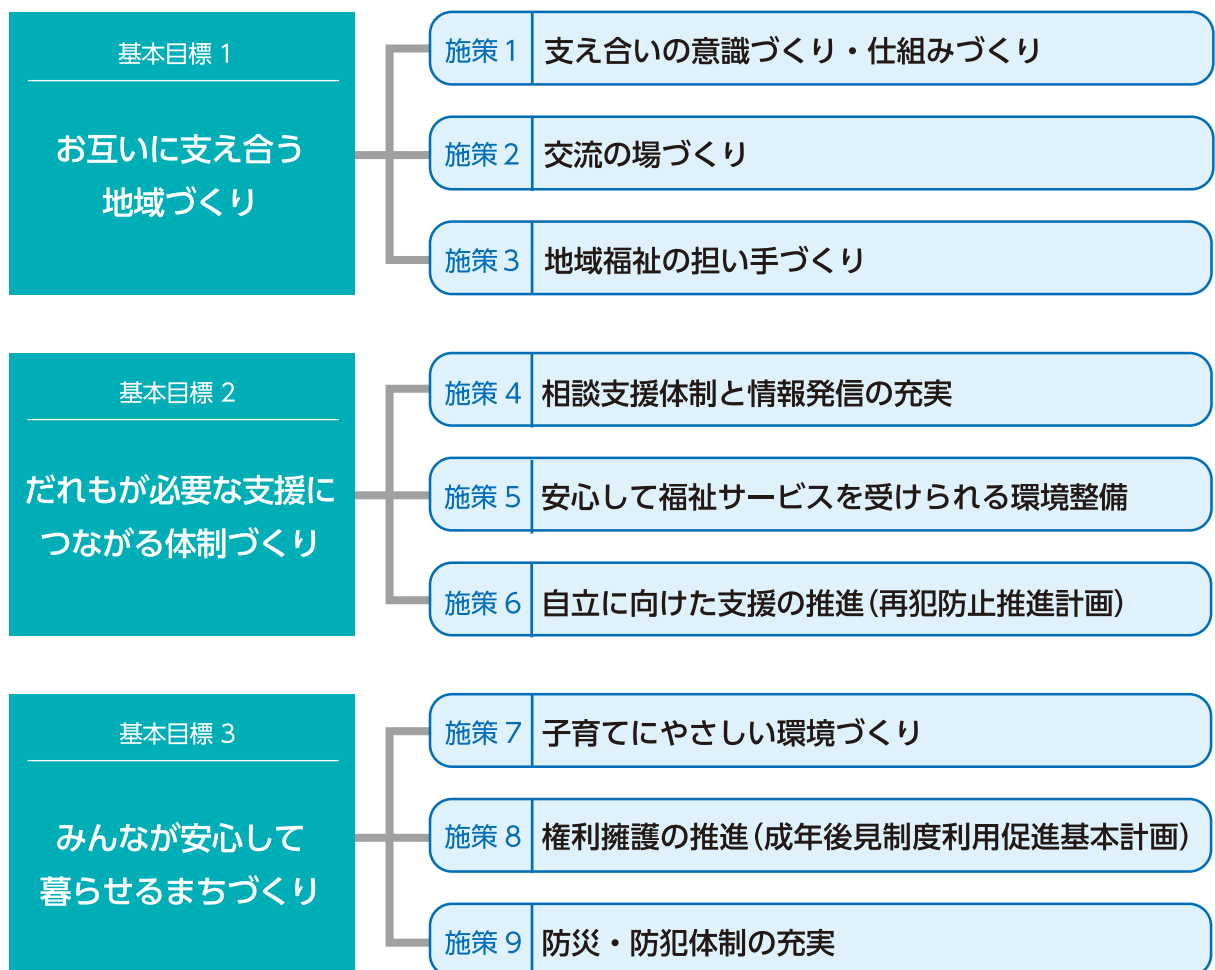
基本理念と基本目標

本町が目指す地域共生社会の実現に向けた施策の方向性を示すものとしての本計画の位置づけを踏まえ、『「おたがいさま」で支え合い 安心つなぐ 明るいましこ』を基本理念として掲げます。

これは、益子町地域福祉計画より以前に策定された益子町地域福祉活動計画(計画期間:令和元年度～令和5年度)の基本理念「おせっかいがまちを明るくする・益子」を踏襲しつつ、一方向からの“おせっかい”が双方向による“おたがいさま”に発展することを期待するものです。基本理念に基づき、基本目標を掲げ、基本目標に基づいた施策を推進します。

基本理念

「おたがいさま」で支え合い 安心つなぐ 明るいましこ



1 お互いに支え合う地域づくり

地域福祉を推進していく上では、町民一人ひとりが地域への関心を高め、福祉に対する理解を深める必要があります。そのために福祉教育の機会を充実し、お互いに支え合う意識の醸成を図るとともに、町民同士がコミュニケーションを持てるきっかけづくりを進めます。そして自治会等の地域活動やボランティア活動を活発化し、地域を担う人材育成に取り組みます。

施策1 支え合いの意識づくり・仕組みづくり

みんなが
できること

- ・「おはよう」「ただいま」など、家庭の中からご近所へ、あいさつ習慣を広げましょう。
- ・身の回りのできることから助け合いをする「お互いさま」という気持ちを持ちましょう。
- ・ちょいボラましこ（住民参加型生活支援事業）の支援会員に登録しましょう。
- ・地域を支える一員であるという意識を持ち、地域で行われている自治会活動や行事等の役割を引き受けるなど、地域活動に積極的に関わりましょう。

町
の
取
組

- ・町民意識の啓発
- ・自治会等地域活動の支援

社会福祉協議会
の
取
組

- ・福祉教育事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・住民参加型生活支援事業
- ・共同募金事業

施策2 交流の場づくり

みんなが
できること

- ・隣近所の人とのあいさつや声かけなど身近な交流を大切に、地域の行事にも積極的に参加しましょう。
- ・ふれあいサロンやチャレンジクラブなど身近な人と一緒に参加してみましょう。
- ・町や社協のまつりなどのイベントや教室・講座などの情報に興味を持ちましょう。
- ・地域の中で世代間交流の機会となるような場所やイベント、取組を企画しましょう。

町
の
取
組

- ・公民館等を生かした交流の場の提供
- ・高齢者の交流の支援
- ・子育て世代の交流の場づくり

社会福祉協議会
の
取
組

- ・おせっかい育成プロジェクト
- ・福祉まつり
- ・多種交流事業

施策3 地域福祉の担い手づくり

みんなが
できること

- ・地域活動やボランティア活動に関心を持ち、理解を深めましょう。
- ・見守り、声かけなど今すぐできるボランティアを始めましょう。
- ・自分の知識や技術、経験を生かして、地域活動に貢献できないか考え、できることからボランティア活動に参加しましょう。
- ・参加しやすいボランティア活動の仕組みをみんなで考えましょう。

町
の
取
組

- ・多様な人材の育成
- ・ボランティア活動の支援

社会福祉協議会
の
取
組

- ・ボランティア事業の推進
- ・福祉団体の支援事業

2 だれが必要な支援につながる体制づくり

町民が抱える複雑化・複合化した様々な生活上の問題について気軽に相談でき、解決につながる支援が受けられる体制を整備していくことが必要です。そして必要なサービスが選択できるよう、多様な媒体を活用して情報の提供に努め、制度の狭間にいる人も包括的に受け止めて支援します。また地域の高齢者や障がい者等の移手段の確保や自立を支援する取組も推進します。

施策4 相談支援体制と情報発信の充実

みんなが
できること

- ・町や社協が発行する広報紙やホームページ、SNSなどから福祉に関する情報を収集し、把握した情報を必要な人に伝えましょう。
- ・困りごとは一人で抱え込まないよう、相談先を地域や身近な人と情報共有しましょう。
- ・心の健康のため自分なりのストレス対処法を持つようにしましょう。
- ・地域の自治会長や民生委員・児童委員を把握しておきましょう。

町の取組

- ・相談支援体制の充実
- ・わかりやすい情報の発信

社会福祉協議会
の取組

- ・ふくし総合相談事業
- ・社協だより等による情報発信
- ・結婚情報センター事業

施策5 安心して福祉サービスを受けられる環境整備

みんなが
できること

- ・福祉サービスが受けられずに困っている人がいたら、町や社協に相談しましょう。
- ・お互いに「孤立しない・孤立させない」よう見守り合いましょ。
- ・身近な人と誘い合って健康づくりや予防接種を受けるなど、お互い日頃から体調管理に気を配りましょう。自分の健康状態を正しく知りましょう。

町の取組

- ・障がい福祉サービスの提供
- ・地域包括ケアシステムの充実
- ・健康づくりの環境整備

社会福祉協議会
の取組 など

- ・指定障害福祉サービス
- ・介護保険訪問介護事業
- ・見守り弁当配食サービス
- ・紙おむつ支給サービス など

とまと
サービス

施策6 自立に向けた支援の推進

みんなが
できること

- ・地域に経済的に困っている人がいたら、町や社協、民生委員・児童委員に相談しましょう。
- ・フードバンクなどの食糧支援に協力するため、食料品等の物資を提供しましょう。
- ・近所でゴミ捨てや買い物ができず困っていたら、できる範囲でお手伝いをしましょう。
- ・移手段のない方へ、デマンドタクシーの利用方法や福祉タクシー等の周知をしましょう。

町の取組

- ・障害者自立支援の推進
- ・生活困窮者の自立支援
- ・高齢者等の移手段の提供

社会福祉協議会
の取組

- ・貸出事業(車いす)
- ・資金貸付事業
- ・生活困窮者緊急一時支援事業

3 みんなが安心して暮らせるまちづくり

地域の子どもたちを健やかに育むため、安心して子育てができるよう妊娠期から子育て期まで寄り添う子育て支援に取り組みます。また、町民一人ひとりの権利が守られるよう権利擁護の普及啓発、虐待やDVの防止など人権を尊重する支援を推進します。そして、住み慣れた地域でみんなが安心安全に暮らすことができるよう防災対策や交通安全、道路、防犯等の環境整備を図ります。

施策7 子育てにやさしい環境づくり

みんなが
できること

- ・ファミリーサポートセンターの提供会員になり、子育てのお手伝いをしましょう。
- ・まじこ育脳プログラムに興味・関心を持ちましょう。
- ・子育てで悩んだら、こども家庭センターや保健センターに相談しましょう。
- ・地域で子ども食堂の取組を支援しましょう。

町の取組

- ・子育て支援事業の展開
- ・子育て相談支援の充実
- ・子育て情報の提供

社会福祉協議会
の取組

- ・子育て支援事業
- ・整容準備支援事業
- ・母子・寡婦・父子福祉事業

施策8 権利擁護の推進

みんなが
できること

- ・相手への思いやりを持って、お互いを理解し、お互いの人権を尊重しましょう。
- ・認知症の高齢者や判断能力が低く支援が必要な人がいたら、成年後見制度などの支援につなげましょう。成年後見制度の内容の理解を深めましょう。
- ・DVや虐待の可能性のある人に気づいたら、早期に支援につなげましょう。
- ・エンディングノートを活用して、必要なことを理解しておきましょう。

町の取組

- ・権利擁護事業の普及・啓発
- ・虐待・DVの防止

社会福祉協議会
の取組

- ・権利擁護事業

施策9 防災・防犯体制の充実

みんなが
できること

- ・災害時に備えて、防災備蓄品、避難場所・避難経路などを確認しておきましょう。
- ・災害時の避難に支援が必要な人は、災害時避難行動要支援者名簿に登録しましょう。
- ・迷惑電話防止機能付き電話機を活用しましょう。
- ・交通ルールを守り、子どもたちや高齢者、地域みんなの交通安全に努めましょう。
- ・地域の安全・防犯対策のために、スクールガードやこども110番の家など、できる範囲で協力しましょう。

町の取組

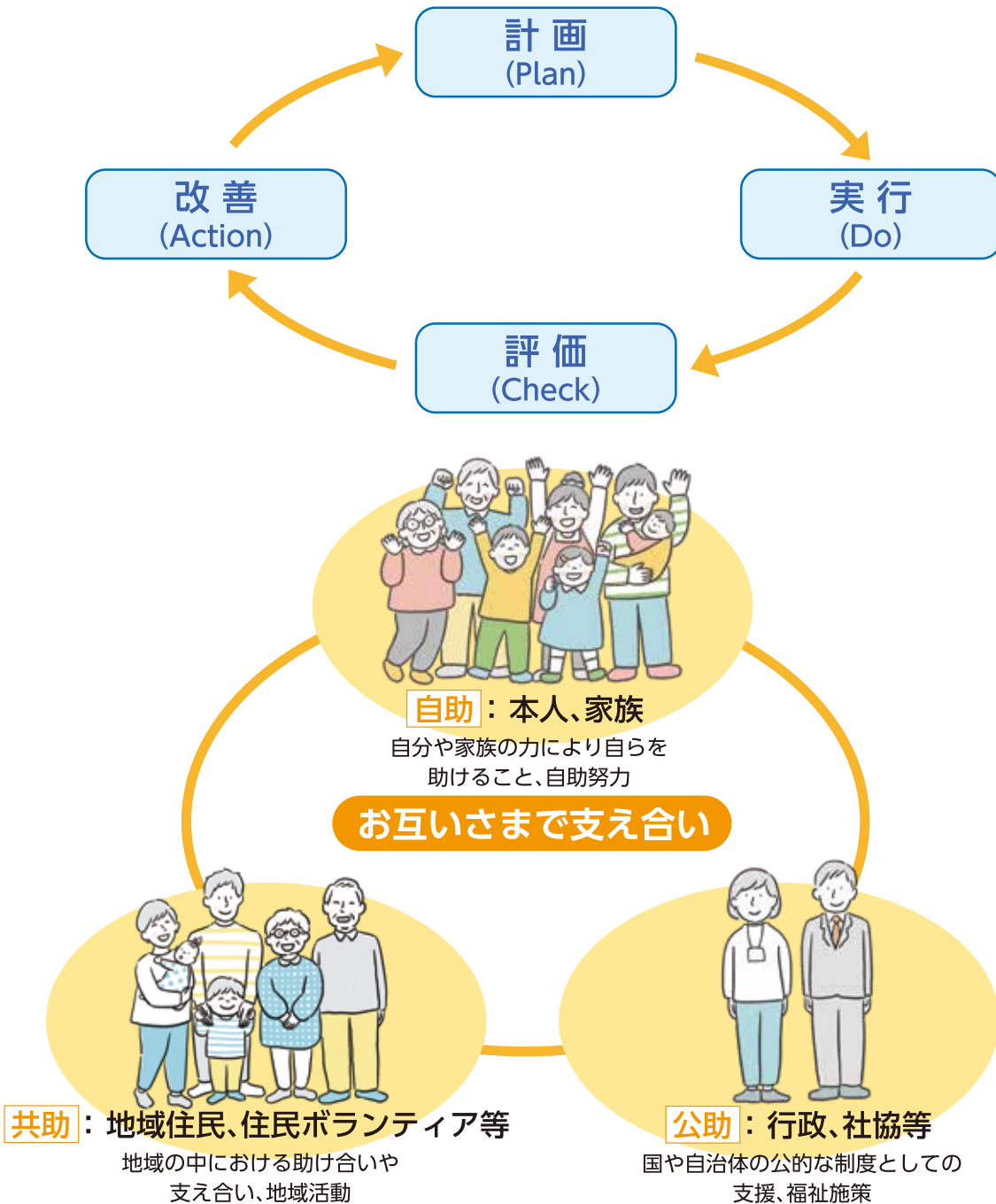
- ・防災対策の推進
- ・災害時避難行動要支援者の支援
- ・地域の交通安全・防犯活動の支援

社会福祉協議会
の取組

- ・災害ボランティアセンター事業
- ・日本赤十字事業

計画の推進体制

本計画を推進していくために、毎年度、庁内関係各課及び社会福祉協議会において計画の進捗状況を把握し、点検するとともに、益子町地域福祉計画及び益子町地域福祉活動計画策定委員会において評価していきます。進行管理においては、「PDCAサイクル」を活用し、各施策の効果や改善点を明らかにし、今後の施策の充実を図ります。



益子町地域福祉計画・地域福祉活動計画【概要版】令和6年3月

発行

益子町 民生部 健康福祉課
栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地
TEL:0285-72-2111 (代表)

益子町社会福祉協議会
栃木県芳賀郡益子町大字益子1532番地5
TEL:0285-70-1117